平 成 2 9 年 4 月 商務流通保安グループ 製 品 安 全 課

1. 改正の背景

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。)では、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、政令において特定製品 (注) を指定(10品目)し、その輸入・製造事業者に対し、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和49年省令第18号。以下「技術基準省令」という。)」で定める技術上の基準への適合義務を課している(消安法第3条第1項)。

技術基準省令については、事故の状況、技術の進歩に伴う製品の多様化、国内外の規格への整合性等の観点から定期的に見直しを行うこととしている。

この度、特定製品のうち、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「乗車用へルメット」について、上記の観点から所要の改正を図る。

(注)消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるもの(消安法第2条第2項)。

2. 改正の概要

- (1) 「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」について 消安法第3条第1項に基づく技術上の基準に、通常の使用状態における蒸 気の漏れ又は噴出に関する事項を追加する。(別表第1関係)
- (2)「乗車用ヘルメット」について
 - ① 外表面並びに帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲に係る同基準において、 日本工業規格 T 8 1 3 3 (2 0 0 7)を日本工業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) に改正する。また、同基準において、左右方向の視界を上下方向の視界と同 様に定性的な表現に改正するとともに、必要な構成要素のうち「内装クッション」を削除する。(別表第 1 関係)
 - ② 消安法第6条第1項第2号に規定する型式の区分のうち、帽体の材質について、「強化プラスチック」を「繊維強化プラスチック」に改正する。(別表第2関係)
 - ※ 施行日から6月が経過するまでの間に、製造又は輸入するものについては 改正前の規定によることができる旨の経過措置を規定する。

3. 今後のスケジュール

4月28日

公布・施行